



石川県



富山県



福井県



新潟県

令和 6 年能登半島地震 中小企業特定施設等災害復旧費補助金 (なりわい再建支援事業) の概要

令和 6 年 4 月 1 6 日

※詳細は、石川県、富山県、福井県、新潟県の公募要領等をご確認ください。

なりわい再建支援補助金の概要

- 令和6年能登半島地震により大きな被害を受けた地域を対象に、被災した中小企業等が行う施設・設備の復旧を支援します。加えて、新分野事業への支援も可能です。

＜なりわい再建支援補助金の概要＞

○補助対象地域：石川県（A類型）

富山県（B類型）

福井県、新潟県（C類型）

○補助対象者：中小・小規模事業者（特定事業者等を含む）

○補助率：3/4 又は 一部定額

※特定事業者（中小企業者以外の企業のうち、資本金が10億円未満のもの）等については、1/2 又は 一部定額

※要件を満たす場合は、一定額までは定額補助

○補助上限額：15億円（A類型）、3億円（B・C類型）

※要件を満たす場合は、A類型は5億円、B・C類型は1億円まで定額補助

○負担割合（国：県） 2：1（A・B類型）、1：1（C類型）

○対象経費：施設・・・倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場 等
設備・・・事業の用に供する設備であって、自らの資産として計上するもの 等

補助対象者について①

● 原則、次の①中小企業者、②特定事業者該当する事業者が**補助対象**となります。

区分	補助対象事業者	詳 細
①	中小企業者 (小規模事業者、個人事業主含む)	中小企業支援法第 2 条の定義に該当する事業者等 (みなし大企業・みなし中堅企業は除く)
②	特定事業者 (中堅企業及びみなし中堅企業)	①以外で資本金又は出資金の価額が 1 0 億円未満の事業者等 (みなし大企業は除く)
③	①及び②以外の企業 (大企業及びみなし大企業)	原則、補助対象外 ただし、石川県のみ、①が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付している事業者は対象

● 次に該当する事業者も**補助対象**となります。

- ✓ **個人事業主（農家や漁業者、開業医を含む）**
- ✓ **以下の法人等** ※従業員等の法人の規模等により、補助の対象とならない場合があります。

士業法人（弁護士法人，監査法人，税理士法人，行政書士法人等），農業法人，農業協同組合，漁業協同組合，農事組合法人，信用協同組合，医療法人，信用金庫，公益財団法人，一般財団法人，公益社団法人，一般社団法人，NPO法人，第 3 セクター，社会福祉法人，学校法人，共済組合，消費生活協同組合，森林組合 等

※自治体、任意団体、宗教法人は補助対象外となります。

補助対象者について②

- 次のいずれかに該当する中小企業者等は**大企業**とみなされ、**原則、補助対象外**となります。

「みなし大企業」の定義

- (1) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者
- (2) 発行済み株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占める事業者

※その他、みなし中堅企業、みなし自治体（第3セクターの場合）の考え方も同様。

- 次に該当する事業者は**補助対象外**となります。

- ✓ **暴力団又は暴力団員等**
- ✓ **県税を未納の者**
- ✓ **風俗営業等事業者**

※ただし、**第2条第1項第1号の一部（料理店）、第5号（ゲームセンター）は補助対象**となります。

- ・風俗営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項）
（例）パチンコ、麻雀 等
- ・性風俗関連特殊営業（同条第5項）
（例）ラブホテル、アダルトショップ 等

補助対象者について③

区分	補助対象事業者	詳 細
①	中小企業者	中小企業支援法第 2 条の定義に該当する事業者等 (みなし大企業・みなし中堅企業は除く)
②	特定事業者 (中堅企業及びみなし中堅企業)	①以外で資本金又は出資金の価額が 1 0 億円未満の事業者 等 (みなし大企業は除く)
③	①及び②以外の企業 (大企業及びみなし大企業)	原則、補助対象外 石川県のみ、①が事業活動を行う上で必要な施設・設備を貸付 している事業者

【参考】補助対象事業者の区分ごとの補助率（イメージ図）

大 企 業	原則、補助対象外 ※例外：③の場合、補助率 1/2		
中堅企業	②補助率 1/2		みなし大企業
中小企業者	①補助率 3/4	みなし中堅 企業	

※富山県・福井県・新潟県は、大企業・みなし大企業は補助対象外となります。 4

新分野事業について

- 原則、なりわい補助金で補助対象になるのは、中小企業者等が自ら保有、資産計上している、事業の用に供する施設・設備の原状回復に要する経費です。
- ただし、従前の施設等の原状回復では、事業再開や継続、売上回復が困難な事業者は、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組（「新分野事業」）による施設等の整備費用も補助対象となります。
- その際、従前の施設等の復旧に代えて、原状回復に要する経費を上限として、新分野事業に係る施設・設備の整備に要する経費が補助対象とすることが可能です。

【新分野事業の例】

- 新商品製造ラインへの転換

○ 異業種への展開
- 複数の施設・設備の統廃合等による生産効率の向上

○ 従業員確保のための新たな宿舍整備

等

申請条件	補助対象経費
① なりわい補助金の要件を満たしていること。 ② 従前の施設等への復旧では事業再開や被災前の売上まで回復することが困難であること。 ③ 新分野事業によりさらなる売上回復を目指していること。	従前の施設・設備への原状回復に要する経費に代えて、新分野事業に要する施設・設備の整備に要する経費。 ※<u>令和 6 年能登半島地震前に所有していた施設・設備の原状回復に必要な経費に補助率を乗じた額が補助上限。</u> (原状回復工事の見積書の提出も必要)

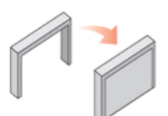
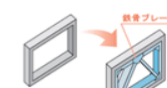
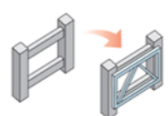
原状回復について

- 原状回復とは、修繕が可能な場合は原則、従前施設・設備の修繕となります。
- 修繕が困難である場合などは、建て替えや入替えが原状回復として認められます。この場合の原状回復とは、従前の施設・設備と比べて、規模や機能、性能が同等以下であることをいいます。
- なお、施設の建て替えや大規模修繕において、建築基準法等の現行の法令基準（耐震基準等）を満たす必要がある場合には、その法令基準を満たすための最低限の構造強化等は原状回復として認められます。
- また、半壊など修繕が可能な場合でも、修繕（原状回復）に要する費用を上限として建て替えや入替えが可能となります。※この場合、実際に行う工事等とは別に、修繕工事の見積書の提出が必要。

原状回復を超える改良（補強）、機能付加・拡充について

- 原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える防災・減災に資するような改良（補強）や性能向上（※）に資するような機能付加・拡充を図ることも可能となります。この場合、実際に行う工事等とは別に、原状回復工事の見積書の提出が必要となります。
（※）機械などが仕事をなしうる能力が向上すること

<主な改良（補強）の事例>

後打ち壁の増設	鉄骨枠組補強	外付け鉄骨補強
新たな壁を鉄筋コンクリート等で増設し耐震補強を行います。建物の内部、外部を問わずに設置できます。	柱・梁に固められた中に鉄骨ブレースを増設することにより耐震補強を行います。開口部を残しながら耐震性能を向上させることが可能です。	建物の外側に鉄骨ブレースを増設することにより耐震補強を行います。既設の壁やサッシの解体が少なく済みます。
		
出典元：東京都地震ポータルサイト		

<主な機能付加・拡充の事例>

修繕に伴い機能付加	入替に伴い機能拡充
一部手動  修繕 	生産量100個/時  全損 入替 生産量200個/時 

液状化対策（地盤・土壌改良）や解体費用、がれき撤去の取扱いについて

- 液状化被害がある場合の地盤・土壌改良費用や被災した施設の解体費用、がれきの撤去費用は、**現地での施設等の復旧に必要不可欠な場合は、補助対象**となります。

＜地盤・土壌改良＞

- **施設等の復旧に付随して、震災前の地盤や土壌の状態に戻すための地盤・土壌改良費用は補助対象。**

※施設等の復旧に付随しない地盤・土壌改良のみは補助対象外。

＜解体費用＞

- 現地での建て替えを行う場合、**施設等の復旧に付随する従前施設等の解体費用は補助対象。**

※解体のみは補助対象外。

※移転しての建て替えを行う場合、従前施設や移転先にある施設の解体費用は原則補助対象外。

＜がれき撤去＞

- 現地での復旧を行う場合、がれきを撤去しないと事業再開ができない場合など、**施設等の復旧に付随する撤去費用は補助対象。**

※がれき撤去のみは補助対象外。

※移転しての復旧を行う場合、従前の土地や移転先にあるがれき撤去費用は原則補助対象外。

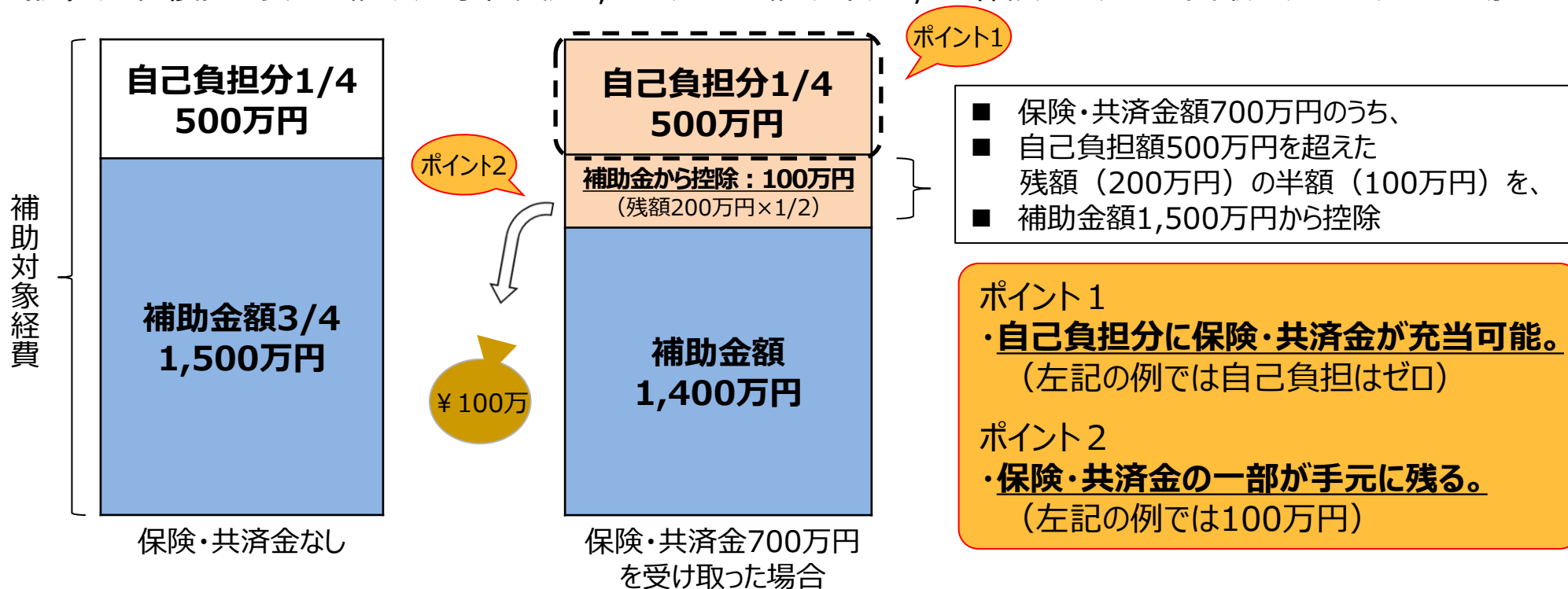
※対象外となる費用を含め、解体費用やがれき撤去については、環境省の支援策（災害廃棄物処理事業費補助金）を活用した市町村の公費解体事業の対象となる可能性があります。

受取保険金の取扱い

- 本事業で復旧等を行う施設・設備について受領する保険・共済金がある場合、まず、**復旧等に係る補助対象経費の内の自己負担分に充当**ください。補助金の自己負担分を超える受取保険・共済金がある場合には、**超える部分の保険・共済金額の半額を補助金額から控除**し、その残りの額が補助金額となります。

※ただし、迅速な復旧を進めるため、**受取保険金額が確定する前から**補助金の手続きを受け付けることとしています。

(例) 建物復旧に要する補助対象経費が2,000万円で補助率が3/4、保険・共済金の受取額が700万円の場合



定額補助について

● 以下の要件を満たす事業者については、一定の上限のもと**定額補助による支援**。

<定額補助の要件> 以下の①～⑤のいずれも満たす事業者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ②過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれにも該当する事業者
 - ア 当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者
 - イ 当該災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者
- ③次のいずれかに該当する事業者
 - ア 過去数年以内に発生した災害の発生日（当該発生日が新型コロナウイルス感染症発生以降の災害にあっては、新型コロナウイルス感染症の指定日）以降、売上高が20%以上減少している事業者
 - イ 令和6年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者
- ④交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者
- ⑤令和6年能登半島地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者

● 定額補助の上限：（A類型）5億円、（BC類型）1億円
※補助対象経費が定額補助の上限以内の場合は、補助対象経費の額が補助金額となります。

補助対象経費の留意点①

①施設・設備の復旧における修繕と入替えの取扱い

- 原状回復を原則としていますので、修繕による復旧が前提となります。
- ただし、修繕が困難な場合等に限り、建て替え又は入替えによる原状回復が認められます。
- なお、建て替え又は入替えによる原状回復が認められない場合でも、修繕による原状回復費用を上限として、建て替え又は入れ替えを行うことは可能です。

i. 施設（建物）について

- ・ 原則、建て替えが原状回復費用として認められるには、「罹災（被災）証明書」や「建築士による証明」で『全壊』又は『大規模半壊』相当であることが必要です。
- ・ なお、正当な理由があって被災物件の修繕費よりも建て替え費用が安価な場合は、『全壊』又は『大規模半壊』の判定が無い場合にも建て替えによる原状回復が可能です。
※建築士等による修繕よりも建て替えが安価になる理由書の提出（様式自由）が必要となります。

ii. 設備について

- ・ 原則、入替えが原状回復費用として認められるには、設備メーカー等により修復不能である証明が必要です。
- ・ なお、正当な理由があって被災設備の修理よりも入替え費用が安価な場合には、修理不能であることの証明がない場合でも入替えによる原状回復が可能です。

「入替え後の設備が従前設備と同等である旨の比較表」、「見積書による費用比較」のほか、「修理よりも入替えが安価となる合理的な理由を専門事業者が説明した書類（任意様式）」が必要です。

補助対象経費の留意点②

②リース物件の取扱い

- 使用者自身が所有者ではないため、使用者自身で補助金交付申請はできません。
- しかし、当該リース物件が使用者の事業継続に必要不可欠と判断される場合には、対象とすることができます。補助金交付申請はリース事業者が行うことになります。

※リース契約内容を、被災前の内容から変更して契約する場合は、補助対象とならない場合があります。

- なお、所有者（補助金申請者）に対して、財産処分の制限が課せられますので、当該リース物件の使用者の変更や譲渡、目的外使用を行う場合は、事前の手続きが必要となります。
この場合、原則として補助金相当分の返納が生じることとなります。

補助対象経費の留意点③

③賃貸物件の取扱い

(賃貸物件の補助対象経費上の取扱いについて)

- 貸付物件は原則として補助対象となりません。
- ただし、被災時に「①中小企業者等」、「②中堅企業及びみなし中堅企業等」の事業用として貸付していた施設・設備で、①及び②の事業者が当該貸付物件を復旧後も継続して事業の用に供する場合には例外的に補助対象となります。
- 原則として、被災当時の大家が補助対象事業者となりますが、令和6年能登半島地震災害後に大家が変わった賃貸物件についても、店子の事業再開に不可欠な場合には、その範囲内に限り、新たな大家の賃貸物件も補助対象となります。

(賃貸物件の財産処分の考え方について) ※財産処分全般については、P15・16参照

- 大家（所有者）に対して、財産処分の制限が課せられますので、当該物件の店子（使用者）の変更や譲渡、目的外使用、取壊し等を行う場合は、事前の手続きが必要となります。この場合、原則として、譲渡額や残存簿価相当額等に補助率を乗じた額の返納が生じることとなります。
- ただし、復旧事業が完了し店子（使用者）の事業再開後、大家（所有者）の責によらず、店子（使用者）の入替え（使用者の変更）が生じた場合、新たな店子（使用者）が県の復興事業計画の実施に資する等、特段の事情が認められる場合には、事前の手続きにより再処分条件を付した上で、補助金相当分の返納を求めない場合がございます。

補助対象経費の留意点④

④汎用性のある設備、機器の取扱い

i. パソコン機器の取扱い

- 資産計上されており、被災前に所有していたこと及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助対象となることがあります。

※ただし、業務外利用の可能性があるものについては、補助対象となりません。

※ソフトウェア等は対象となりません。

ii. 車両の取扱い

- 資産計上されており、被災前に所有していたこと及び外形的に業務上使用されていることが明確であれば（企業名が車体に印刷されている等）、補助対象となることがあります。

※ただし、業務外利用の可能性があるものについては、補助対象となりません。

※業務外での使用が確認された場合は、補助金交付後であっても補助金相当額の返納が求められます。

補助対象経費の留意点⑤

⑤車両の復旧について

補助対象とすることができる車両

○被災前に所有していたこと及び事業のみに用いており、事業内容に適した車種であること。

・「被災前に所有していたこと」

道路運送車両法による自動車登録に係る所有者（車検証の所有者）であること。

・「事業のみに用いていたこと」

資産計上されており、外形的に業務上使用されていることが明確であることをいい、次の条件により確認を行い、適当と認められること。

【復旧前】

事業用のみで資産計上されており、かつ次の要件を複合的に確認します。

- ①車体に企業名、屋号等が明示されていること
- ②運行記録、業務日報など事業の用に供していたことを証する書類
- ③自動車保管場所が事業所（個人事業主の住宅等は除く）となっていること
- ④当該車両に係る任意保険の使用目的設定を「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること
- ⑤その他、事業のみに使用されていたことを証する書類

※②～⑤の書類により事業以外の用途で使用されていることが確認された場合は、補助対象となりません。

【復旧後】

事業用のみで資産計上されていること 及び
車体に企業名・屋号等 もしくは補助金名が印刷（※1）されており
かつ次の要件を複合的に確認して判断します。

- ①自動車保管場所が事業所（※2）となっていること
- ②運行記録、業務日報の記録が行われること
- ③当該車両に係る任意保険の使用目的設定を「事業使用」とするなど、業務中の事故を保険金支払い対象とする自動車保険に加入していること

※1 見やすい箇所に判読可能な適正な大きさ（概ね1文字縦・横5cm以上）で容易にはずれないような方法で標示すること。

※2 事業所が契約している隣接の駐車場も含む。事業所に駐車場が無い場合を除く。

財産処分について①

補助金の財源は、税金による貴重な財源でまかなわれています。このため、補助事業で整備した施設・設備は、補助の目的に従い大切に使用していただく必要があります、処分に制限がかかります。

- なりわい再建支援補助金をはじめとした補助金で整備した施設・設備は、一定の期間※、補助目的（補助金を申請したときの用途）のとおり使用しなくてはなりません。
- 本事業で復旧（取得や修繕）を行った施設や設備等の財産を別の目的で使用したり、譲渡、貸付、取壊し、廃棄、担保権の設定等の処分を行う場合は、事前に知事の承認が必要となります。
- これら財産の処分の承認の際には、原則、補助金相当分を返納いただくことになります。
- 補助金相当分の返納がなされれば、上述の財産の処分制限が解除され、自由に使用や処分を行うことができます。

※一定の期間とは・・・施設や設備の内容に応じて定められており、これを処分制限期間といいます。
主な処分制限期間は以下のとおりです。なお、修繕による復旧を行った施設・設備についても、補助事業における修繕が完了した日（検収年月日）を起点として、それぞれ定められている財産ごとの処分制限期間となります。

施設（主なもの）
○鉄筋コンクリート造 事務所50年、店舗39年、工場38年 ○金属造（骨格材4mm超） 事務所38年、店舗34年、工場・倉庫20年 ○木造 事務所24年、店舗22年 など

機械・装置（主なもの）
食料品製造業用設備10年 金属製品製造業用設備10年 道路貨物運送業用設備12年 など

車両及び運搬具（主なもの）
貨物自動車（ダンプ除く）5年 など

※実際に財産処分する場合は、各県のなりわい再建支援補助金の担当にご確認ください

財産処分について②

- 財産処分による納付額については、必ずしも補助金額全額というわけではなく、財産処分の内容に応じて、それぞれ譲渡額や残存簿価相当額等に補助率を乗じた額となります。
- また、以下については、財産処分に該当しない場合や補助金相当額の納付を求めない場合があります。

(1) 財産処分に該当しない場合（手続き不要）

- ①取得価額が単価 50 万円未満の機械、器具及びその他の財産（不動産等の従物を除く）を処分する場合
- ②業務時間外や休日等を利用して補助目的の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用する場合
- ③補助金で整備した施設に付帯設備の設置を行う場合
- ④補助目的を遂行するために必要な、機能の維持、回復又は強化を図るための改造を行う場合

(2) 補助金相当額の納付を求めないことがある場合（手続き必要）

- ①補助目的たる事業を後継者や第三者に譲渡し、継続してもらう場合
- ②災害又は火災により使用できなくなった場合の取壊し又は廃棄
- ③立地上又は構造上危険な状態にある場合の取壊し又は廃棄
- ④公共工事等事業者の責めに帰することのできない事由により代替施設を整備する場合の取壊し又は廃棄
- ⑤老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し又は廃棄
- ⑥社会経済情勢の変化等により復旧した施設・設備を維持する意義が乏しくなった場合の取壊し又は廃棄
- ⑦事業者の資金繰りの悪化等により、復旧した施設・設備を維持管理することが困難になったと認められる場合の取壊し又は廃棄

補助事業（復旧事業）における担保権の設定について

- なりわい再建支援補助金で復旧を行う施設・設備（処分制限財産）について、その復旧に必要な資金調達をするために、復旧対象である当該施設等に担保権の設定を行う場合には、必要な手続きを経たうえで、一定の条件のもと、担保権の設定が認められます。

（質問）

補助事業における自己負担分について貸付を受けたい。貸付元から、復旧の対象となる工場に抵当権の設定を求められた。この場合、抵当権の設定が認められるか。

（回答）

必要な手続きを経たうえで、担保権の設定が認められます。

この場合において、担保権の設定が認められるのは、復旧対象である工場の復旧費用に係る自己負担分の範囲内であることが原則となります。

担保権の設定を承認する際には、担保権が実行された場合に補助金相当分を納付していただくことを条件に承認することになります。

なお、根抵当権の設定は、原則認められません。

最後に・・・「注意点」

- 私有財産については、天災が原因であって、自費による復旧が原則とされています。
そのような中本事業は、地域経済・雇用の早期回復を図ることを目的として、特例的に措置されたものです。
- 税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

（例）・交付申請書などの作成や、添付書類の提出が必要です。

・経理書類を整理いただいたうえで、事業完了後に検査を実施します。

・**本事業で復旧や新たに取得した施設や設備等を処分する際には、事前に知事の承認が必要**

となります。（処分とは、補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことをいいます。）

※補助金の交付申請書で、個別の復旧事業の内容が補助の対象となるかどうかについて審査を行います。

※補助金の申請は、行政書士法に基づく場合を除き、申請者自身が作成する必要があります。

【参考】中小企業者の定義（抜粋）

中小企業者の定義【中小企業支援法及び同法施行令】

（１）会社及び個人

業種	従業員規模・資本金（出資金）規模
製造業・その他の業種	300人以下又は3億円以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人以下又は3億円以下
卸売業	100人以下又は1億円以下
小売業	50人以下又は5,000万円以下
サービス業	100人以下又は5,000万円以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下又は3億円以下
旅館業	200人以下又は5,000万円以下

（２）中小企業団体

事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、
商工組合、商工組合連合会

(参考) 車両の復旧について①

被害車両の修繕及び入替えでの補助対象経費

(1) 修理不能の車両の入替えについて

被災車両は原則修理(修繕)ですが、修理不能となった場合には、販売店や修理工場などから修理不能の証明書を入手し、被災車両の永久抹消登録の手続きを行うことで、被災車両と同等品以下の新車又は中古車への入替え費用を補助対象とすることができます(※)。

なお、中古市場に出回るもの(下取り)は、修理可能という判断になるので入替えによる復旧は原則できません。

※修理不能となった被災車両の引き取りの際に、車両の対価(スクラップ、部品取りでの買取)について支払いがあったとしても、補助対象経費からは差し引きません。

(2) 修理(修繕)可能な車両の入替えについて

修理(修繕)可能な車両についても、「修理(修繕)費用」と「下取り適用後の入替え価格(同等品以下の新車又は中古車への入替え費用)」を比較し、「下取り適用後の入替え価格」が安価な場合は、「下取り適用後の入替え」による復旧も補助対象とすることができます。(この場合の補助対象経費は下取り適用後の入替え価格とします。)

(3) 入替え車両の調達について

入替えに当たっては、被災前の資産を復旧することから、被災前に新車で調達したものは新車でも中古車でもかまいません。なお、被災前に中古で調達したものについては、原則中古での復旧となります。

（参考）車両の復旧について②

（４）同等品の判断

入替え車両は、被災した車両と同等品以下の車両となりますが、同等品以下の車両の判断は、排気量のみではなく、積載量、運搬可能量など、車の性質（乗用、貨物、特殊など）に応じて総合的に確認させていただきます。

なお、同等品以下と判断できない場合は、購入費用そのものが対象となりません。

ただし、性能向上に資するような機能付加・拡充を図る場合や販路拡大等のための新分野事業に該当する場合は、被災前車両の原状回復に必要な経費を上限として補助対象とすることができます。

注１）被災車両が著しく古いため、現在同等品が販売されていないなど同等品の調達が困難な場合は、現在調達可能な最低限ランクの車両への入替えが可能です。（最低限ランクの車両でない場合は、最低限ランクの車両の購入費用への補助額が補助上限となります。）

注２）自動ブレーキの標準化など、車両の主流の変化や、メーカーの違いにより同一の設定がない、等の事情により一部の機能・性能が上がってしまうようなケースについては、「設備比較証明書」等により総合的に同程度の水準と判断された場合は補助対象とします。

（５）入替え車両の装備品について

入替えを行う場合の車両の装備品については、被災車両に装備されており業務上必須なものについてのみ補助対象とします。ただし、性能向上を意図し、入替え調達時に、被災時に付属していなかった装備品を取り付けて調達することは、被災前車両の原状回復に必要な経費を上限として補助対象とすることができます。

注）装備品について、補助金額の確定後に装備することは、当該車両の機能を低下させるものではない場合は、制限はありません。

（６）補助対象とならない経費

車両入替えの際の補助対象経費は、車両本体（補助対象となる装備品を含む）のみで、自動車取得税、重量税、登録費用など法定費用等は補助対象となりません。

(参考) 車両の復旧について③

その他

(1) 自動車修理工場などの、いわゆる「代車」について

いわゆる「代車」については、過去にいわゆる代車落ちしたものを販売していないことなど、商品として売却していないことを確認させていただきます。

(2) ローン・割賦販売により調達した車両について

なりわい再建支援補助金は、所有者が復旧することとしているため、車両の登録上の所有者が、補助金申請をする必要があります。

なお、補助金申請前に残債処理による所有権移転を行い、自らが所有者として復旧をすることは可能となります。

(参考) よくあるお問い合わせ①

資産計上されていない施設、設備も補助対象となりますか？

○資産計上されない施設・設備は原則として補助対象となりません。

ただし、資産計上されていない施設や設備であっても、売買契約書、購入業者やメンテナンス業者からの証明等（第三者による客観的な証明ができるもの）により、被災前に所有していたこと、及び業務用のみに用いていたことなどが証明できれば、補助の対象となる場合があります。

○資産計上されていない施設・設備がある場合には、個別にご相談ください。

○なお、補助金により復旧した施設・設備については、原則として、復旧後に資産計上していただく必要があります。

(参考) よくあるお問い合わせ②

施設、設備の所有者以外が修繕等を行った場合、修繕を行った者が補助対象事業者となりますか？

○補助対象事業者は、**必ず所有者**となります。

○このため、所有者以外の者が修繕等を行っても、補助対象事業者は所有者となります。この場合、原則として、所有者がその修繕等費用を、修繕等を行った者に対して支払ったことが確認できれば、所有者に対して補助金を支払うことになります。



（参考）よくあるお問い合わせ③

修繕に伴い性能等を向上させる、全損に伴い性能等が向上したもののへの買替えを認める事例がありますか？

原状回復に要する費用を上限として、原状回復を超える性能向上（※）に資するような機能付加・拡充を図ることも可能です。（※）機械などが仕事をなしうる能力が向上すること

この場合、実際に行う工事等とは別に、原状回復工事の見積書の提出が必要となります。

<生産効率向上のための設備導入>

例：需要開拓のための増産体制への対応や利益率向上等を目指し、同じ人員で毎時1,000個製造できる設備から毎時1,500個製造できる設備への更新や、毎時の製造個数は変わらないが人員が少なくて済むなど、生産性向上につながる設備の導入などの取組

また、上記のように元の設備・施設の機能付加・拡充を図る場合以外でも、複数の施設・設備を統廃合し、生産効率向上を図る場合なども新分野事業であれば、認められる可能性があります。

※ただし、原状回復に必要な経費に補助率（3/4以内又は1/2以内）を乗じた額が上限です。

(参考) よくあるお問い合わせ④

復旧にあたって新分野への展開や事業転換を行うための施設・設備を整備できますか？

新分野事業であれば、認められる可能性があります。

<①新商品製造ラインへの転換>

例：被災前に製造していなかった商品を新たに製造するために、従前の設備への復旧等に代えて、新たな設備を整備する取組

<②従業員確保のための宿舍整備>

例：新分野事業における新たな取組みを行うに際して、宿舍整備による従業員確保が必要である場合、被災した従前の施設等の復旧に代えて新たな宿舍整備を行う取組

<③異業種への展開事例>

例：旅館業を営んでいたが、風評被害により観光客が減少し、従前の事業施設の復旧では売上の回復が困難なことから、地域産品を使った商品を開発した上で、その製造を行う工場を新分野事業として整備することにより、販路拡大による売上回復を図る取組

※ただし、原状回復に必要な経費に補助率（3/4以内又は1/2以内）を乗じた額が上限です。

今後の公募スケジュール及び問合せ先について

● 石川県

申請受付：令和6年4月1日（月）より随時申請受付

問い合わせ先：金沢事業者支援センター 0570-076-225

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/nariwai.html>



● 富山県

申請受付：令和6年4月15日（月）～ 令和6年4月30日（火）

問い合わせ先：被災事業者復旧等支援窓口 076-444-3962

https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/shoukoukensetsu/shoukougyou/nariwai/nariwai_top.html



● 福井県

申請受付：令和6年4月1日（月）～ 令和6年4月30日（火）

問い合わせ先：福井県 産業労働部 経営改革課 0776-20-0367

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sinsan/nariwai.html>



● 新潟県

申請受付：令和6年4月1日（月）～ 令和6年5月17日（金）

問い合わせ先：新潟県なりわい再建支援補助金事務局 025-288-6035

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/chiikishinko/nariwai.html>

